

○三鷹市教育委員会傍聴人規則

昭和27年11月 1 日教委規則第 3 号

〔注〕平成12年から改正経過を注記した。

改正

昭和43年 4 月 5 日教委規則第 4 号

平成12年11月10日教委規則第13号

三鷹市教育委員会傍聴人規則

(傍聴の手続)

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付に備付けの傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

一部改正〔平成12年教委規則13号〕

(傍聴席に入ることができない者)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器その他危険な物品を携帯している者
- (3) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

全部改正〔平成12年教委規則13号〕

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、20人とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、委員長は、傍聴を制限することができる。

一部改正〔平成12年教委規則13号〕

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場に入らないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

全部改正〔平成12年教委規則13号〕

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

全部改正〔平成12年教委規則13号〕

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

全部改正〔平成12年教委規則13号〕

(係員の指示)

第7条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成12年教委規則13号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和43年4月5日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年11月10日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。